

1. 補償の対象となる機器

- ※個人住宅用の太陽光発電システムのみが対象です。
- (1) 太陽電池モジュール(パネル)
 - (2) パワーコンディショナー(屋外用マルチストリングス型およびパワーステーション本体を含む)
 - (3) 接続箱(昇圧機能付を含む)
 - (4) 架台、表示器または上記の付属品もしくは付属配線(設置時に供給したもので他社製品も含みます。)
- ※ただし、上記(1)～(4)以外の機器や家屋自体の損傷は補償対象とはなりません。

2. 補償期間

- パナソニック太陽光発電システムのお引渡時(系統連系時)より15年後の応当日の午後12時まで
- ただし、下記いずれかの場合にはその時点での補償は終了いたします。
- (1) 補償される機器が滅失した時
 - (2) 補償される機器の設置場所を変更した時
(修理、保守または設置場所の建替のために行う場合を除きます。)
 - (3) 補償対象者(所有者)を変更した時
(相続による場合および別途ご通知、お手続きいただいた場合は除きます。)

3. 補償限度額

- パワーコンディショナー1台につき300万円が限度となります(*).
(全損となりお支払いした場合は補償が終了します。)
- ※この補償は、お客様が加入されている「他の保険や共済」から、
補償される場合は「他の保険や共済」のお支払いが優先されます。
(*)パワーコンディショナー複数台使用物件の場合、パワーコンディショナー台数分の契約内容通知書(保証書)が発行されます。
「300万円×パワーコンディショナーハウス台数」が補償限度額となりますので、別途お届けいたします契約内容通知書(保証書)枚数をご確認ください。

4. 補償の対象となる事故

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 台風、せん風、暴風雨等の風災
- (5) ひょう災
- (6) 豪雪、雪崩等の雪災
- (7) こう水、融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災
- (8) 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

5. 保険金をお支払いできない主な場合

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではありません。)

保険についてのお問い合わせ先

【事故時のご連絡先】

【発行元】

パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048

- 機器の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 機器またはその設置のかしによって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ご契約者、被保険者(パナソニック太陽光発電システムを購入された所有者)、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者(パナソニック太陽光発電システムを購入された所有者)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 機器に加工を施した場合、加工着手後にその加工を原因として生じた損害
- 機器の修理、清掃、解体、据付、組立等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。)
- 電気的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不足かつ突然の外來の事故の結果として発生した場合は保険金をお支払いします。)
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

等

6. 事故の場合のお手続

お買い上げいただいた後に後送される「契約内容通知書」の内容をご確認のうえ、すみやかに、お買い上げいただいた販売店もしくは、下記取扱保険代理店まで被害をご連絡ください。

〈お客様に行っていただきたいこと〉

- (1) 損害の拡大防止または軽減につとめること
- (2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる方があるときは、その方の住所もしくは氏名をすみやかに通知し、かつ保険事故報告書兼委任状ならびに保険金請求書を提出すること
- (3) 上記のほか、引受け保険会社が保険金支払額算定のために必要とする書類や証拠となる物を求めた場合には、すみやかにこれを提出すること、その他保険金支払額算定のために引き受け保険会社が行う損害の調査に協力すること
- (4) お客様が第三者より損害の賠償等をうけられる場合は、その権利の保全または行使または証拠および書類の入手のために必要な手続きをすること

お客様が(1)～(3)を行っていただけなかった場合、保険金をお支払いできること、または、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。



【取扱保険代理店】

パナソニック保険サービス株式会社 法人営業担当
大阪市中央区見2-1-61 ツイン21 OBP/パナソニックタワー2階
Tel.06-6949-2290

【引受け保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 関西営業第三部営業第一課
大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12
淀屋橋東京海上日動ビルディング Tel.06-6203-0553